

第4次吹田市地域福祉計画骨子案 新旧対照表

ページ (修正後)	修正前(資料22(令和2年2月14日時点))	修正後(資料27(令和元年度末時点))
3	【参考】地域福祉に関わる主な相談機関など(吹田市生活べんり帳くらしの友 一部抜粋)	【参考】地域福祉に関わる主な相談機関など(吹田市生活べんり帳くらしの友 一部抜粋) 【内容など】欄に内容を記載 【日時・備考】欄を、【相談員】欄に変更し、相談員の情報を記載
5	<p>4 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現</p> <p>少子高齢化・人口減少社会という我が国の大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結しています。この危機に対応するためには、地域の力を強化し、その持続可能性を高めることが必要であり、国では、地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められています。平成28年(2016年)6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、<u>支え手側と受け手側に分かれるのではなく、だれもが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現をめざすこととされました。</u></p> <p><u>この実現に向けた取組を進めるため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、住民相互の支え合い機能の強化、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備、複合的な課題に対応する包括的な支援体制の整備などを内容とする社会福祉法の一部が改正され、平成30年(2018年)4月1日に施行されました。</u></p> <p><u>「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。</u></p> <p><u>この実現に向けては、これまでの地域福祉推進の理念や基本目標の視点を大切にしながら、引き続き、地域福祉を推進していくことの重要性・必要性を踏まえて取組を進める必要があります。</u></p>	<p>4 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現</p> <p>少子高齢化・人口減少社会という我が国の大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結しています。この危機に対応するためには、地域の力を強化し、その持続可能性を高めることが必要であり、国では、地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められています。平成28年(2016年)6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「<u>地域共生社会</u>」の実現をめざすこととされました。</p> <p><u>「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。</u></p> <p><u>この実現に向けた取組を進めるため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、住民相互の支え合い機能の強化、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備、複合的な課題に対応する包括的な支援体制の整備などを内容とする社会福祉法の一部が改正され、平成30年(2018年)4月1日に施行されました。</u></p> <p><u>「地域共生社会」の実現に向けては、これまでの地域福祉推進の理念や基本目標の視点を大切にしながら、引き続き、地域福祉を推進していくことの重要性・必要性を踏まえて取組を進める必要があります。</u></p>

ページ (修正後)	修正前(資料22(令和2年2月14日時点))	修正後(資料27(令和元年度末時点))								
8	<p>(4) 地域福祉の「圏域」の考え方 地域福祉を推進していくうえでの課題は、地域住民一人ひとりの生活に密着しています。このため、地域福祉の推進における「圏域」は固定的なものではなく、住民主体で展開される地域福祉活動、福祉サービスの内容や地域の実情などを踏まえて、それぞれにふさわしい圏域(エリア)を設定する必要があります。</p> <p style="text-align: center;">～ 以下略 ～</p>	<p>(4) 地域福祉の「圏域」の考え方 地域福祉を推進していくうえでの課題は、地域住民一人ひとりの生活に密着しています。このため、地域福祉の推進における「圏域」は固定的なものではなく、住民主体で展開される地域福祉活動、福祉サービスの内容や地域の実情などを踏まえて、それぞれにふさわしい圏域(エリア)を設定する必要があります。</p> <p style="text-align: center;">～ 以下略 ～</p> <p>※本計画の12ページには、本市の地域の特性を示す一例として、「地域の特性(ブロック別)」を示しています。</p>								
14	<p>2 第3次吹田市地域福祉計画における施策の主な取組状況</p> <p>(1) 重点施策の主な取組状況</p>	<p>2 第3次吹田市地域福祉計画における施策の主な取組状況</p> <p>第3次地域福祉計画については、地域住民、関係機関及び事業者とともに計画期間の中間年に同計画の進捗状況の点検・評価を行い、吹田市地域福祉計画推進委員会での確認・審議を経たうえで、平成31年(2019年)3月に「第3次吹田市地域福祉計画中間報告書」としてとりまとめました。 <u>ここでは中間報告書にまとめた内容を示しています。</u></p> <p>(1) 重点施策の主な取組状況</p>								
18	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施策の柱</th> <th style="width: 70%;">主な取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">4 福祉・保健・医療制度の充実</td> <td> <p>オ <u>北大阪健康医療都市推進(平成29年(2017年)3月に策定した「北大阪健康医療都市 健康医療のまちづくり加速化プラン」に基づいて、国立循環器病研究センターなどの健都内の事業主体とともに、健康づくり等に関する連携や取組に関する検討の実施等)</u></p> <p>カ 高齢者世帯声かけサービスの実施</p> </td> </tr> </tbody> </table>	施策の柱	主な取組	4 福祉・保健・医療制度の充実	<p>オ <u>北大阪健康医療都市推進(平成29年(2017年)3月に策定した「北大阪健康医療都市 健康医療のまちづくり加速化プラン」に基づいて、国立循環器病研究センターなどの健都内の事業主体とともに、健康づくり等に関する連携や取組に関する検討の実施等)</u></p> <p>カ 高齢者世帯声かけサービスの実施</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施策の柱</th> <th style="width: 70%;">主な取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">4 福祉・保健・医療制度の充実</td> <td> <p>オ <u>健康・医療のまちづくりの推進(国立循環器病研究センターをはじめとする北大阪健康医療都市(健都)のプレイヤーとの連携による健康づくりの取組を実施)</u></p> <p>カ 高齢者世帯声かけサービスの実施</p> </td> </tr> </tbody> </table>	施策の柱	主な取組	4 福祉・保健・医療制度の充実	<p>オ <u>健康・医療のまちづくりの推進(国立循環器病研究センターをはじめとする北大阪健康医療都市(健都)のプレイヤーとの連携による健康づくりの取組を実施)</u></p> <p>カ 高齢者世帯声かけサービスの実施</p>
施策の柱	主な取組									
4 福祉・保健・医療制度の充実	<p>オ <u>北大阪健康医療都市推進(平成29年(2017年)3月に策定した「北大阪健康医療都市 健康医療のまちづくり加速化プラン」に基づいて、国立循環器病研究センターなどの健都内の事業主体とともに、健康づくり等に関する連携や取組に関する検討の実施等)</u></p> <p>カ 高齢者世帯声かけサービスの実施</p>									
施策の柱	主な取組									
4 福祉・保健・医療制度の充実	<p>オ <u>健康・医療のまちづくりの推進(国立循環器病研究センターをはじめとする北大阪健康医療都市(健都)のプレイヤーとの連携による健康づくりの取組を実施)</u></p> <p>カ 高齢者世帯声かけサービスの実施</p>									

ページ (修正後)	修正前(資料22(令和2年2月14日時点))	修正後(資料27(令和元年度末時点))
19	<p>3 統計データにみる本市の状況 (1)人口動向、世帯構造の変化 本市の5年ごとの人口推移をみると、昭和60年(1985年)の348,948人まで人口が増えていましたが、平成2年(1990年)、平成7年(1995年)には減少しました。しかしながら、平成12年(2000年)から再び人口が増え始め、令和元年(2019年)には372,948人と人口が増えています。</p> <p>世帯数は、核家族化の進展や単身世帯の増加などにより増加傾向が続いており、令和元年(2019年)には173,280世帯となり、1世帯当たりの人員は2.15人となっています。</p>	<p>3 統計データにみる本市の状況 (1)人口動向、世帯構造の変化 本市の人口は、昭和60年(1985年)にかけて大幅に増加しました。その後は緩やかに減少していましたが、平成7年(1995年)からは増加傾向にあります。平成22年(2010年)から平成27年(2015年)にかけては、千里ニュータウンにおける住宅開発を主な要因として大幅に増加しており、令和元年(2019年)には372,948人となっています。</p> <p>世帯数は、核家族化の進展や単身世帯の増加などにより増加傾向が続いており、令和元年(2019年)には173,280世帯となり、1世帯当たりの人員は2.15人となっています。</p>
23	<p>⑦ 認知症の人</p> <p>☒ 認知症の人の推移(集計中)</p>	<p>項目削除</p>
28	<p>(3)自治会活動 自治会は、近隣の区域内の住民で運営されている任意の自治組織です。吹田市には平成30年度(2018年度)現在570の単一自治会があり、おおむね小学校区で複数の単一自治会が集まり、34の連合自治会が結成されています。生活様式が多様化し、地域のつながりが希薄化していること、単身世帯や転入者の増加など、様々な要因から自治会加入率は年々減少しています。</p> <p>若年層の自治会加入率が低い傾向にあるため、構成員の高齢化と世代交代の困難さが課題として顕在化しています。また、これまで自治会が行ってきた地域での夏祭り(盆踊り)や体育祭といった親睦活動だけでなく、防災・防犯の取組や、住民同士の見守り声掛け活動などといった公益的な活動についても、継続が負担になってきた、という声が散見されています。</p> <p>自治会活動の鈍化は、市民と吹田市の協働の機会を喪失になるだけでなく、地域活動により、社会貢献したいと考えている市民の機会損失にもなり得ます。社会活動への参画については、高齢者におけるフレイル(虚弱)予防、ひいては健康寿命の延伸において有意性があると、研究が進められているところです。</p> <p>吹田市は、小学校区単位のコミュニティである連合自治会の活動を、補助金の交付等により支援するとともに、最小単位の地域コミュニティである単一自治会への有意義な情報発信等を進めることで、地域自治の推進と、市民が健康で主体的に生活できる機会の向上を図ります。</p>	<p>(3)自治会活動 自治会は、近隣の区域内の住民で運営されている任意の自治組織です。吹田市には平成31年度(2019年度)現在565の単一自治会と、おおむね小学校区域の単一自治会からなる34の連合自治会が結成されています。生活様式が多様化し、地域のつながりが希薄化していること、単身世帯や転入者の増加など、様々な要因から自治会加入率は年々減少しています。</p> <p>若年層の自治会加入率が特に低い傾向にあり、構成員の高齢化と世代交代の困難さが課題となっています。そのため、これまで自治会が行ってきた地域での夏祭り(盆踊り)や体育祭といった親睦活動だけでなく、防災・防犯の取り組みや、住民同士の見守り声掛け活動などといった公益的な活動についても、継続が負担になってきた、という声が散見されています。</p> <p>自治会が運営できなくなると、地域環境の悪化を招くだけでなく、地域住民と行政等との連携・協働が困難になるため、自治会の抱える課題を解決し、加入率を向上することは急務であると考えています。</p> <p>吹田市は、連合自治会の活動を、補助金の交付等により支援するとともに、単一自治会の加入促進事業を支援することで、地域コミュニティの活性化と、公益活動の推進を図ります。</p>

ページ (修正後)	修正前（資料22（令和2年2月14日時点））	修正後（資料27（令和元年度末時点））
29～30	<p>(5) ボランティア・NPO活動など 市民が自発的・主体的な意思を持って、社会問題の解決や必要とされている支援について理解・共感し、利益を求めず、社会活動として参加しているボランティアやNPOの活動があります。</p> <p>吹田市は、ボランティアやNPOの活動が盛んで、多数の団体が多種多様な活動を行っています。</p> <p>障がい者の日常生活を支えている様々な活動があります。点訳の活動では、個人や団体の依頼を受けて、一般図書や資料などの点訳を行ったり、イベントの点字体験コーナーで点字名刺づくりなどを通して視覚障がい者や点字への理解を深めています。対面朗読や図書館の蔵書の音訳活動をしているグループもあります。講演会の際に手話通訳や要約筆記を行ったり、通院時など必要な時に同行して手話通訳することもあります。</p> <p>高齢者施設や公民館で歌体操や笑いヨガなどで介護予防に取り組んだり、小学校の課外授業や公民館・コミュニティセンターなどのイベントに参加し、手作りおもちゃの作り方や遊び方を広めたり、デイサービスでの詩吟やマジックの披露、ひとり暮らしの方の話し相手や相談相手、子育て中の人を対象に保育付きの講座や親子レッスンを開催、社会参加や息抜きの場をつくることで子育てを支える活動に取り組んでいるグループなど様々な活動があります。</p> <p>地域で気軽に立ち寄れる居場所をつくり、飲み物や食食を提供することで、引きこもりやひとり暮らしの不安を軽減し、さりげない見守りや声かけができる地域づくりを進めているグループも市内のあちこちにみられるようになりました。</p> <p>少子高齢化の進行や生活様式の多様化などにより、人と人とのつながりが希薄になってきている状況の中で、ボランティアへのニーズは一層高まっています。多くのボランティアやNPOの団体は、社会情勢や価値観の変化に気づき、多様なニーズに対応できる活動が大切との意識を持っています。自分自身も元気になる活動を継続しながら、地道な活動であるボランティアへの理解が広がり、ボランティア人口の増加につながることを期待して、日ごろから多種多様な活動を楽しみながら繰り広げています。</p> <p>これらの組織のほかにも、地域の夏祭りや体育祭、文化祭などの行事やイベントでは、地域ごとに組織されたスポーツや文化に関する団体、青少年の健全育成や防犯に関わる団体などが参画し、行事を盛り上げ、地域の活力を生み出しています。</p> <p>身近な仲間とボランティア的な活動をしている例もあります。高齢者の交流の機会になるよう昼食会を開いているグループや、子育て仲間の参加を呼び掛けながら育児情報の交換や悩みの相談などを行う活動がみられます。</p> <p>企業も地域の一員として、まちや河川の清掃、青色防犯パトロールカーでの見守り活動などを行っています。福祉事業所による住民への施設開放などもあり、事業者による社会貢献活動も数多く行われています。</p> <p>大小様々な取組の中で、新しい人と人のつながりが生まれ、地域福祉を広める小さなきっかけが芽生えます。交流を重ねることで、地域での支え合いの気持ちが培われていきます。様々な活動を通して住民同士のつながりを深め、地域福祉の推進に生かしていくことが求められます。</p>	<p>(5) ボランティア・NPO活動など 吹田市には、市民が主体的に行う営利を目的としない社会貢献活動である、市民公益活動を行っている団体が数多くあり、それぞれの団体が、障がい者、高齢者、子育て世代など、それぞれの方のニーズに応じて多種多様な活動を行っています。</p> <p>市民ニーズが多様化し、個別化していく中で、より豊かな市民生活を築くためには、行政や企業だけでなく、柔軟性、独創性を持ったボランティアやNPOなどの市民公益活動が社会的な役割を担っていくことが必要となっています。</p> <p>少子・高齢化など社会経済構造が変化し、市民ニーズも多様化・高度化し、経済的な豊かさから心の豊かさ、ゆとりなど、生きがいのある生活への志向が強まる中、市民公益活動団体も公的活動の共通の担い手として、個々の市民ニーズに対応した新しい社会サービスを提供することが期待されています。</p> <p>また、テーマ型の市民公益活動団体が、地域の様々な課題に取り組む自治会などと協調することで、より豊かなコミュニティを築き、市民参画によるまちづくりの推進役としての活動も果たすことも可能になります。さらに市民公益活動が必ずしも採算にとらわれないことから創造的な活動の展開が容易で、このことが新しい事業の創造にもつながり、地域経済の活性化につながる力を発揮することにもなります。</p> <p>自己実現の場として、個人が市民公益活動に参加することを通じて、生きがいと社会使命を見出し、一人ひとりの力が社会的課題の解決に重要な役割を担っていくことにつながります。</p> <p>吹田市では、市民公益活動センター（ラコルタ）を設置し、ボランティア活動を始めたい人やボランティア団体・NPO法人を対象とした各種相談や、市民が市民公益活動に対する理解、認識を深め、活動に参加する初めの一歩となる講座・研修等を実施しています。また、届出のあった市民公益活動団体の情報提供を行い、ボランティアを募集している団体とのマッチングを行っています。そのほか、自立に向けた活動を支援するための補助金の交付を行うなど、市民公益活動団体への支援を進めています。</p>

ページ (修正後)	修正前(資料22(令和2年2月14日時点))	修正後(資料27(令和元年度末時点))
31	<p>5 計画策定の取組 (1) 地域福祉に関する実態調査の実施(集計中) (2) 地域福祉市民フォーラムの実施(とりまとめ中)</p>	<p>集計及びとりまとめを行った情報を、骨子案31ページ～52ページに追記</p>
53	<p>第3章 地域福祉計画の基本方向 1 計画の基本理念及び目標 本市では、平成16年度(2004年度)に第1次計画を策定して以来、第2次計画、第3次計画までにわたって「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を基本理念に、地域福祉に関わる様々な施策(事業)を推進してきました。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>また、国が示す「地域共生社会」の実現を視野に、本計画では次の基本目標を掲げ、今後6か年の地域福祉活動のさらなる充実・発展を目指します。</p> <p>(1) 公民協働による地域福祉活動の推進 人口減少と少子高齢化が進行する中、高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯、ひとり親家庭等の世帯の増加などを様々な社会的要因を背景に、地域とのつながりが希薄化が進むことで地域コミュニティの衰退が懸念されます。また、外国に由来のある人々が流入、定住化し、地域に生活基盤を置く外国人市民が増え、多文化共生を目指した取組が課題となっています。</p> <p>住民一人ひとりが、それぞれの違いを認め合い、排除することなく、地域内の住民同士のつながりだけでなく、世代や地域・国籍を超えた多様な人と人とのつながりの強化が重要となっています。</p> <p>こうしたことから、自助・共助の取組を推進し、公益サービス提供の役割を担う市民団体の活動を支援するなど、自助・共助・公助の連携によって、様々な地域課題の解決に取り組む地域福祉活動を推進していきます。</p>	<p>第3章 地域福祉計画の基本方向 1 計画の基本理念及び目標 本市では、平成16年度(2004年度)に第1次計画を策定して以来、第2次計画、第3次計画までにわたって「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を基本理念に、地域福祉に関わる様々な施策(事業)を推進してきました。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>上記の基本理念の達成及び国が示す「地域共生社会」の実現をめざし、本計画では次の3つの基本目標を掲げ、今後6か年の地域福祉活動のさらなる充実・発展をめざします。</p> <p>また、基本目標を達成するために必要となる取組を、具体的施策として示しています。</p> <p style="text-align: center;">■基本目標■</p> <p>(1) 公民協働による地域福祉活動の推進 価値観の多様化、少子高齢化や核家族化の進行などにより、地域における人と人とのつながりが希薄化している中、子育ての不安、介護の悩み、孤立や虐待などの問題が起こっています。このような状況の中、介護と育児に同時に直面するダブルケアなどの複合的な課題や、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかずに深刻な状況に陥るケースの増加など、行政の力だけでは解決が難しい課題が顕在化しています。こうした課題の解決には、地域住民一人ひとりが、地域における様々な課題を我が事として受け止め、行政をはじめ関係機関との協働のもとに、地域全体で支える力を改めて構築していく必要があります。</p> <p>そのため、地域において日頃の近所づきあいや顔の見える関係づくりを進めることが大切です。住民にとって身近な自治会やボランティアなどの活動、一人ひとりの暮らしに寄り添って支える民生委員・児童委員や地区福祉委員会による活動など、様々な地域福祉活動が推進されるよう必要な支援を進めるとともに、誰もが気軽に地域福祉活動に参加できるような仕掛けを検討するなど、公民協働による地域福祉活動の推進を図ります。</p>

ページ (修正後)	修正前（資料22（令和2年2月14日時点））	修正後（資料27（令和元年度末時点））
54	<p>(2) 総合的支援のネットワークの構築 <u>地域住民が互いにちょっとした変化や異変に気づき、予防的にかかわったり気軽に「助けて」といったり相談したりしやすい関係づくりが重要であり、地域住民をはじめ、関係団体や事業者、行政などが連携し、支援が必要な人のニーズを的確に汲み取り、適切な福祉サービスや支援につなぐことができる体制づくりが必要です。</u> <u>住民組織等での対応が難しい課題の解決が図られるよう、行政・専門機関が連携しつながった相談支援体制を整えるとともに、制度の狭間等の課題に対応する包括的な支援体制の構築を図ります。</u> <u>また、地域における総合的な相談支援体制の充実のほか、福祉サービスの量的確保や質の向上に取り組む一方で、高齢者や障がい者の権利擁護や成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進します。</u> <u>このような地域での連携・つながりを通して、すべての市民が地域で安心・安全に暮らし続けられるように、災害発生にも備えた地域での支え合いのネットワークを構築していきます。</u></p> <p>(3) 地域福祉活動推進の基盤整備 <u>地域福祉は、すべての住民が福祉の受け手であると同時に担い手でもあるという、「お互いさま」の精神の上に成り立っています。近隣どうしの日常的な助けあい活動が「共助」による地域全体の福祉活動に広がるよう、地域住民自らがサービスを創造しその担い手として育つまちづくりを目指すことが重要です。</u> <u>幅広い層の住民が地域福祉活動の担い手となり、活動の裾野を広げていくことができるよう、地域福祉を支える人材が育ち、地域住民による主体的なボランティア活動やNPO活動が活性化するよう支援します。</u> <u>また、複雑で多様化・深刻化する地域の課題・ニーズに対し、地域住民をはじめ、行政や関係機関・団体などがパートナーシップのもと解決し、要援護者が適切な支援を受けられることができる福祉サービスが整った、安心して暮らせるまちづくりが必要です。</u> <u>健康をはじめ、高齢者、障がい者、子どもに関連する個別計画などに基づき、必要な施策や福祉サービスの提供体制を充実するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備、すべての市民が安全・安心で快適に生活できるまちづくりを推進します。</u></p>	<p>(2) 総合的支援のネットワークの構築 <u>地域生活課題の解決には地域住民同士の支えあい・助けあいが欠かせませんが、医療的なケアなど専門的な支援を必要とするものや、虐待など特段の配慮が求められるものなど、地域のみでは解決できない課題もあります。</u> <u>このような課題を含め、複雑化・多様化する地域生活課題に対する包括的な支援が行えるよう、庁内連携体制の強化を図るとともに、地域と専門職とのつながりや相談支援機関同士の連携・協働を推進するため、既存の様々な相談・支援ネットワークを有機的に連携させることなど、包括的な相談支援体制のあり方について検討を進めます。</u></p> <p>(3) 地域福祉活動推進の基盤整備 <u>地域住民による主体的な地域福祉活動をより推進・発展させるため、また、支援を必要とする人に福祉サービスを適切に提供していくためには、行政によるヒト・モノ・お金・情報といった条件整備が欠かせません。加えて、雇用・就労支援、保健・医療、福祉など、総合的な生活保障のための制度の充実に向けては、国や大阪府との連携を促進することが不可欠です。</u> <u>このため、地域で活動する諸団体について、担い手や交流・活動の場の確保、補助金交付などによる財政支援や情報提供の充実を図るなど、地域福祉活動推進のための基盤整備を進めます。</u></p>

ページ (修正後)	修正前（資料22（令和2年2月14日時点））	修正後（資料27（令和元年度末時点））
56	第4章 施策の展開	<p>第4章 施策の展開</p> <p>※以下の内容を、骨子案56ページ～64ページに追記</p> <p>（1）基本目標1～基本目標3までについて、具体的施策ごとの【取組の方向性】及び【関連する主な事業】を記載。</p> <p>（2）具体的施策のうち、以下の5つを【重点取組】として設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-1-1 地域住民間の交流促進 1-1-2 地域活動・ボランティア活動の推進 2-1-2 成年後見制度の利用促進 2-2-1 包括的な相談支援体制の構築 2-2-2 地域の安心・安全を支える体制の充実 <p>（3）地域福祉に関わる事業等の成果や進行状況を核に人・評価していくための【評価指標】の内容を追記。</p>